

市税に係る減免措置調査票

		所属名	淀川区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税・法人市民税・ 固定資産税 軽自動車税・事業所税	
	減免内容	老人憩の家	
	(該当条例等)	条例 第4条の3 第10号 規則	
② 財政支援の必要性	<p>(1) 政策目的 老人憩の家は、高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、心身の健康の増進を図ることを目的として、厚生労働省の通知に基づいて設置された高齢者福祉施設です。</p> <p>(2) 支援の必要性(理由) 老人憩の家は、地域の高齢者福祉活動の拠点として、大変重要な施設です。使用料は原則無料のため、老人憩の家の提供事業にかかる主な財源は、地域高齢者活動拠点(老人憩の家)提供事業補助金となっています。今後もこのような財政支援が行われないと、当該事業の運営が非常に厳しいものとなるため、財政支援は必要です。</p>		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 · <input type="radio"/> 無		
④ ③で「有」とした場合、その理由	<p>財政支援の必要性に記入したとおり、老人憩の家は原則無料のため、事業実施のために使用収益することができません。さらに、提供事業にかかる主な財源が補助金であるため、固定資産税が課税されると、運営が維持できなくなる恐れがあります。</p> <p>また、老人憩の家は公設置と民設置のものがあり、公設置の老人憩の家の固定資産税は非課税となっていますが、民設置の老人憩の家は、この目的のために無償にて土地所有者から提供を受け設置しているものです。無償で公共の用に提供している土地所有者に対して固定資産税を課税することは、一の財産に対して二重の負担を求める事になります、土地所有者の理解を得ることが難しいと考えられます。</p> <p>高齢者の心身の健康の増進を図ることは行政の責務であるにもかかわらず、老人憩の家に課税することは政策目的の達成を著しく阻害することから、土地所有者に対する固定資産税の減免は必要です。</p>		

市税に係る減免措置調査票

		<table border="1" style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px;">所属名</td> <td style="width: 50px;">東淀川区役所</td> </tr> </table>	所属名	東淀川区役所
所属名	東淀川区役所			
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・法人市民税 ・ 固定資産税 軽自動車税 ・ 事業所税		
	減免内容 (該当条例等)	老人憩の家		
	条例 (規則)	第 4 条 の 3 第 10 号		
② 財政支援の必要性	(1) 政策目的 高齢者の余暇活動の向上と心身の健康の増進を図るため			
	(2) 支援の必要性(理由) 老人憩いの家は、高齢者の貴重な集まりの場であるが、その運営においては、光熱水費などの経常経費でさえ、独自に捻出することは難しい施設が多いのが現状である。地域のコミュニティ維持のため、本市の財政支援は必要と考える。			
②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	有 • 無			
④ ③で「有」とした場合、その理由	老人憩いの家は、高齢者の貴重な集まりの場であるが、その運営においては、光熱水費などの経常経費でさえ、独自に捻出することは難しいのが現状である。したがって、本市の固定資産税減免の措置は、建物所有について民間所有が多い状況においては、地域コミュニティ維持のために必要である。			